

一宮監公表第7号

2026（令和8）年2月26日

一宮市監査委員 長谷川 伸 二

一宮市監査委員 丹 羽 達

一宮市監査委員 岡 本 将 嗣

一宮市監査委員 松 井 哲 朗

上下水道部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、上下水道部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

上下水道部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、上下水道部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

上下水道部（経営総務課、営業課、計画調整課、上水道整備課、下水道整備課、給排水設備課、管路保全課、施設保全課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

水道事業等管理者、上下水道部長、上下水道部次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2025年12月1日 ～2026年2月5日
監査事務局による 実地調査	経営総務課	2025年12月8日
	上水道整備課	2025年12月9日
	下水道整備課	2025年12月10日
	施設保全課	2025年12月12日
	計画調整課	2025年12月15日
	給排水設備課	2025年12月16日
	管路保全課	2025年12月18日
営業課	2025年12月19日	
監査委員による 本監査	本庁舎903会議室	2026年2月17日、 同月18日、同月19日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 管路保全課・施設保全課共通

(1) 監督員及び検査員の指名に係る公文書の未作成について

一宮市工事監督要領第3条で、工事の設計施工を担当する課長は、工事が施工される時、工事ごとに監督員を指名する旨が規定されている。また、一宮市工事検査要領第8条で、工事の検査を行わせるため、主任工事検査員が工事ごとに検査員を指名する旨が規定されており、上下水道部次長が主任工事検査員となっている。

木曾川町外割田三の通り地内配水管漏水修理工事始め6件の工事において、監督員及び検査員の指名に係る公文書が作成されていなかった。

所管課の説明によると、当該工事以外の緊急を要する応急工事や契約金額200万円以下の修繕及び補修工事についても、同様の状況とのことである。

監督員及び検査員の指名に係る公文書が残されていないことにより、工事現場で事故等が発生した場合に責任の所在が不明瞭となるおそれがあるため、意思決定に係る文書は漏れなく作成されたい。

(2) 工事の完成検査完了報告の作成漏れ及び合議漏れについて

工事の完成検査を実施した結果については、一宮市工事検査要領第18条及び公共工事施行に関する事務取扱要領第30条で完成検査完了報告を作成する旨が規定されている。また、一宮市水道事業等専決規程別表第2で、工事の出来形及び完成検査については、経営総務課長の合議が必要な旨が規定されている。

木曾川町外割田三の通り地内配水管漏水修理工事始め6件の工事において、完成検査完了報告が作成されておらず、経営総務課長の合議が行われていなかった。

所管課の説明によると、当該工事以外の緊急を要する応急工事や契約金額200万円以下の修繕及び補修工事についても、同様の状況とのことである。

規程等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

◎ 経営総務課

特になし。

◎ 営業課

(1) 業務着手前に提出が必要な書類の提出の遅れについて

電力スマートメータ通信網を活用した水道自動検針に係る実証試験環境の構築及びデータ収集業務委託契約において、個人情報取扱特記事項で業務着手前に書面により提出することが規定されている情報セキュリティ対策及び管理体制に関する報告書が業務着手後に提出されていた。

契約に基づく提出物について、規定された時期に漏れなく提出されているか確認するようチェック体制を強化されたい。

(2) 仕様書と実施要領の齟齬について

一宮市水道料金徴収等業務委託契約における給水停止執行に係る業務について、仕様書と所管課が作成した給水停止の実施要領で、仕様書に一部記載のない点や記載が異なる点がみられた。

所管課の説明によると、契約の相手方には仕様書だけでなく実施要領も渡しており、両方に基づき業務が実施されるとのことであるが、仕様書と実施要領の内容に齟齬があることで、給水停止執行に係る事務の透明性、公平性が確保されず市民への説明責任が果たせないおそれがある。また、給水停止の執行は、生活の維持に不可欠な水の供給を停止することで利用者に多大な影響を及ぼすため、その執行にあたっては手続を明確にし、適正に実施する必要がある。

仕様書と実施要領の内容に齟齬がないように整理し、給水停止執行に係る事務の適正履行の確保に努められたい。

(3) 契約書への不適切な条項の規定及び必要条項の記載漏れについて

一宮市上下水道部出納取扱金融機関の事務に関する契約及び一宮市水道料金等収納事務に関する契約において、次のような箇所がみられた。

ア 地方自治法第232条の3で、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないものとされているが、自動更新条項を設け、複数年契約を継続していた。

法令に基づき、適正な方法により事務処理をされたい。

イ 一宮市契約規則等で契約書に記載が必要とされている契約保証金に関する事項や、権利及び義務の譲渡等の禁止に関する事項等について記載がさ

れていなかった。

契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

◎ 計画調整課

(1) 契約書への必要条項の記載漏れについて

備蓄物資保管輸送業務委託契約において、一宮市契約規則で契約書に記載が必要とされている契約保証金に関する事項について記載がされていなかった。

契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

◎ 上水道整備課

(1) 工事の施工状況及び提出物の確認漏れについて

木曾川町内割田二の通り地内ほか配水管改良工事（週休2日）において、次のような箇所がみられた。

ア 工事の一部を下請負人に請け負わせているが、請負業者と下請負人との契約で締結された工期外に実施されているものがあつた。

予定していた工期から変更して施工する必要がある場合には、下請負人との契約内容を適切な内容に変更するなど請負業者を指導するとともに、工事の適正履行を図られたい。

イ 産業廃棄物処分業者の許可証の写しについて、工期中に許可期間が満了となるものが1者あつたが、更新申請中であるにもかかわらず、更新申請書の写しなど満了後も許可が有効であることを証する書類が提出されていない状態で、該当の処分業者による廃棄物処理が行われていた。なお、工事完成後、完成検査までの間に更新後の許可証の写しが提出されており、完成検査時には許可が有効な状態で適正に廃棄物処理が行われたことが確認されていた。

産業廃棄物処分業の許可が有効であることを処理実施前に確認するよう適正な時期に必要な書類の提出を求め、確認を徹底されたい。

ウ 請負業者から提出された施工計画書で、工事完了時に提出すると記載された再資源の利用の促進に係る工事登録証明書について、提出がされてい

なかった。

必要書類は漏れなく提出するよう請負業者を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

◎ 下水道整備課

(1) 工事の使用材料の不十分な確認体制について

舗装復旧工事において、次のような箇所がみられたので、実際に工事に使用された材料が、事前に報告された材料と一致しているか確認する体制を構築されたい。

ア 五条千秋町一色屋敷地地内ほか舗装復旧工事（週休2日）において、準用している愛知県土木工事標準仕様書第2編第1章第2節第1項で、請負者は、工事に使用する材料の品質規格に関する資料を、工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならないと規定されているが、提出された区画線工で使用される材料について、事前に報告された材料と異なる材料が工事写真で撮影されていた。

所管課の説明によると、請負業者に確認したところ実際に使用された材料は工事写真で撮影されたものであったが、品質規格を満たしているとのことであった。また、区画線工に係る費用は、県から示された標準単価に区画線工の施工距離を乗じて算出されるものであり、材料の種類によって変動しないことから、本工事の契約金額に与える影響はないとのことである。

使用する材料の変更があった場合、品質規格に関する資料を使用前に市に提出するよう請負業者を指導されたい。

イ 五条南小淵貴船地内ほか舗装復旧工事（週休2日）において、準用している愛知県写真管理基準で、使用材料の撮影項目及び撮影頻度について、検査時に品目毎に1回、検査実施状況を撮影するものと規定されているが、区画線工で使用される材料の検査時の工事写真が提出されておらず、事前に報告された材料が実際に使用されたか確認できなかった。

所管課の説明によると、請負業者に確認したところ事前に市へ報告した材料と同一のものを使用したが、工事写真等の証拠書類は保管していないとのことである。

品質規格を満たさない材料が使用されることによって、工事が適切に履行されないおそれがあるため、使用材料について検査実施状況に係る工事

写真を撮影し提出するよう請負業者を指導されたい。

(2) 決裁で承認を得た文書と異なる文書の送付について

鉄道高架化事業に伴う観音寺2丁目地内下水道管布設替工事（週休2日）について、公共補償契約を愛知県一宮建設事務所と締結しており、下水道管布設替工事の完了後、完了通知を送付していたが、通知に係る決裁において決裁権者の承認を得た内容と、決裁後に送付された完了通知の内容が一部異なっていた。

決裁後に内容が変更となった場合には、別途決裁を採り記録を残すように留意されたい。

◎ 給排水設備課

(1) 施工計画書における添付書類の提出漏れについて

大和町戸塚東浦地内小口径配水管布設工事において、施工計画書の添付書類である産業廃棄物の収集運搬及び処理業者の許可証の写しが提出されていない業者が1者あった。なお、後日提出された許可証の写しを確認したところ、工期内に許可証の期限が到来しているものはなかった。

必要書類は漏れなく提出するよう請負業者を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

◎ 管路保全課

(1) 契約書への添付書類の不足について

木曾川町里小牧砂ノ口地内消火栓筐嵩上げ工事において、一宮市公共工事請負契約約款、一宮市公共工事請負契約約款に関する特約及び位置図が契約書に添付されているのみであり、具体的な工事内容が確認できなかった。

所管課の説明によると、工事内容については、現場で請負業者に対して口頭で指示しており仕様書等は作成していないとのことである。また、当該工事以外の契約金額が200万円以下の修繕及び補修工事についても同様の状況とのことである。

契約書に仕様書等が添付されておらず工事内容が明確でないため、契約金額の妥当性について市民への説明責任が果たせないことに加え、請負業者と市との間で工事内容に齟齬が生じるおそれもある。

契約書に仕様書等を添付するなど工事内容が明確となるよう契約書の添付書類について見直されたい。

(2) 仕様書と業務内容の齟齬及び提出書類の内容確認の不足について

水道等修繕業務委託請負契約及び管路保全課警備・日直業務委託契約において、次のような箇所がみられた。

ア 当直業務については、管路保全課警備・日直業務委託契約で委託しており、委託業者の当直者（以下「当直者」という。）が休庁日に管路保全課で当直業務を行っている。

休庁日の修繕業務は別途、水道等修繕業務委託請負契約で委託しており、仕様書で始業時（午前8時30分）、終業時（午後8時15分）及び中間（午後1時）に修繕業務を担当する待機当番店から当直者へ電話連絡をし、必要事項を打ち合わせる旨が規定されている。

当直者による業務報告書を確認したところ、始業時、中間時、終業時の電話連絡時間が仕様書で規定された時間に記録されていないものが複数みられた。

所管課の説明によると、作業中の理由から仕様書に規定された時間に電話連絡をすることが難しい場合もあるため、規定された時間と大きく異なっていなければ容認していたとのことであるが、仕様書と実務に齟齬が生じているため、実務に必要な内容に仕様書を見直されたい。

イ 当直者による業務報告書を確認したところ、始業時の電話連絡時間が仕様書に規定された時間と大きく異なる午前9時20分と記載されたものが提出され、複数の職員が確認をしているにもかかわらず事情の確認がされないまま受理されていたものが1件あった。

業務報告書の受領時には、業務内容が契約に則したものとなっているか確認し、相違があるものについては事情の把握を徹底されたい。

ウ 始業時に連絡がない場合、当直者が待機当番店に電話し状況を聞き取る対応をしているとのことだが、管路保全課警備・日直業務委託契約の仕様書に当直者が待機当番店に電話する旨の規定がなかった。

所管課の説明によると、仕様書に規定はないものの、待機当番店から連絡がないと業務が適正に行われているか判断できないため当直者に状況を聞き取るよう口頭で依頼しているとのことであるが、当直者は仕様書に基づき業務を行うため必要事項は仕様書に明記されたい。

(3) 契約書類の未作成について

下水道施設（工事）に関する道路陥没事故報告を受けて実施された、開明郷中地内での下水道管調査業務について、業務を実施した業者に対して下水道管調査手数料 245,520 円が支出されていたが、当該業務に係る見積書の徴取や請書の徴取等がされていなかった。また、業者決定に係る決裁文書において、随意契約とする理由等が明らかにされていなかった。

所管課の説明によると、緊急で対応する必要があったため、見積金額については 1 者から口頭で確認したのみで書面での提出は求めておらず、契約締結についても書面で行っていなかったとのことであった。

一宮市契約規則第 6 条で、契約金額が 50 万円を超えないとき等には契約書の作成を省略することができるが、その場合においても契約金額が 20 万円を超えるときは契約に関し必要な事項を記載した請書等を徴しなければならない旨が規定されており、同規則第 55 条で、随意契約によろうとするときは、原則 2 人以上の者に見積書を提出させなければならない旨が規定されている。

契約の締結にあたっては、一宮市契約規則にのっとり適正な事務処理をされたい。また、緊急時の契約であっても見積書の徴取を 1 者のみとする理由及び随意契約とする理由を具体的に決裁文書に記載し契約事務の透明性を確保されたい。

(4) 監督員及び検査員の指名に係る公文書の未作成について

管路保全課・施設保全課共通の検出事項のとおり。

(5) 工事の完成検査完了報告の作成漏れ及び合議漏れについて

管路保全課・施設保全課共通の検出事項のとおり。

◎ 施設保全課

(1) 監督員及び検査員の指名に係る公文書の未作成について

管路保全課・施設保全課共通の検出事項のとおり。

(2) 工事の完成検査完了報告の作成漏れ及び合議漏れについて

管路保全課・施設保全課共通の検出事項のとおり。

以上